

愛媛県高等学校体育連盟専門部細則基準

(名称及び所在地)

第1条 専門部は、愛媛県高等学校体育連盟（該当競技名）部と称する。

第2条 専門部は、事務局を専門部長または、専門委員長の在任校に置く。

(目的)

第3条 専門部は、連盟の規約に基づき、愛媛県種目別協会・連盟と連携し、各部の健全な発展を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 専門部は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 競技に関する審議ならびに研究
- 2 競技会の運営
- 3 関係諸機関との連携
- 4 その他目的達成に必要な事項

(組織)

第5条 専門部は、連盟規約第6条によって組織する。

第6条 専門部は、連盟の会員をもって組織し、全県を次の地区に分けて支部を置く。支部は、東予支部、中予支部、南予支部とし、支部の組織運営については別にこれを定める。

(役員)

第7条 専門部に、次の役員を置く。

- | | | |
|---|------|-----|
| 1 | 部長 | 1名 |
| 2 | 委員長 | 1名 |
| 3 | 副委員長 | 1名 |
| 4 | 委員 | 若干名 |

第8条

1 専門部長は、連盟規約第9条により会長がこれを委嘱する。専門部長は、専門部を代表し掌理する。

2 専門委員長は、連盟規約第9条により理事会で選出し、会長がこれを委嘱する。

第9条 役員任期は、2年とし再任及び重任を妨げない。

(会議)

第10条 専門部会は、専門部長がこれを招集し、専門部の重要事項を審議する。

第11条 専門部の細則、予算は、専門部会を経て理事会の承認を得るものとする。定例委員会は愛媛県高等学校総合体育大会の際に行う。

第12条 専門部会の議長は、専門委員長になる。

(会計)

第13条 専門部の経費は、連盟の予算及び寄附金をもって充てる。（加盟校の各部又は生徒よりの負担金を別にとることはできない）

第14条 会計年度は、連盟規約に準ずる。

(競技会申合せ事項)

第15条 競技会の開催については、会長の承認を得ること。

- 1 競技会の主管は、原則として専門部が務めることとするが、各関係団体の協力も考慮すること。

- 2 競技審判団は、原則として学校教職員をもって編成するよう留意する。
- 3 競技日程の編成にあたっては、参加校の地理的、時間的問題を考慮する。
- 4 競技会開催基準要項は、別に定めるとおりとする。
- 5 競技会開催に関するすべての通知は、各専門委員長より発送する。

(報告事項)

- 第16条** 専門部の運営決定事項は、連盟へ報告のうえ、承認を得なければならない。
- 第17条** 専門委員長は、種目別協会と年間スケジュールを調整し、その結果を連盟に報告する。
- 第18条** 競技会開催要項は、競技会1週間前までに連盟事務局に提出する。
- 第19条** 競技会結果報告は、競技会終了1週間以内とする。

(代決)

第20条

- 1 「代決」とは、会長が不在のとき、あらかじめ認められた範囲内で、一時会長に代わって決裁することをいう。
- 2 「不在」とは、会長と理事長の配置校が異なる場合で決裁できない状態にあることをいう。
- 3 代決できる事案は、あらかじめその処理について指示を受けたもの、又は緊急やむを得ず処理しなければならない事案に関するものとする。ただし、特に重要なもの、異例もしくは疑義ある事案又は新規の事案等は、代決することができない。

(その他)

この細則は、各部が作る細則の基準を示す。